

厚生文教常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和4年6月15日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和4年6月15日（水）午後0時23分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 牛尾 直人君 4 番 永徳 省二君 5 番 大森 進次君
8 番 光成 良充君 12 番 原田 素代君 15 番 福木 京子君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 前田 正之君
教 育 長 土井原康文君 市民生活部長 杉原 洋二君
保健福祉部長兼
介護保険課長 谷名菜穂子君 教 育 次 長 有馬 唯常君
市民課長兼
協働推進課長 稲生真由美君 環 境 課 長 安藤 伸一君
社会福祉課長 原田 光治君 子育て支援課長 和田美紀子君
健康増進課長 石原万輝子君 教育総務課長 金島 正樹君
学校教育課長 森本 治君 社会教育課長 西崎 雅彦君
中央学校給食センター長 矢部 寿君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 土井 常男君 主 査 細川 伸也君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第35号 赤磐市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する
条例
 - 2) 議第36号 赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例
 - 3) 請願第2号 子どもたちの未来を守るための請願
 - 4) その他
 - ・令和4年度事業の補正について
 - ・事業の進捗状況について
 - ・その他

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、換気のため委員会室の出入口と窓は開けたまま行います。また、支所長の出席は求めておりません。そして、会議の時間短縮に努めるよう、執行部の説明及び委員の質疑につきましては簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、初めに友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 失礼します。皆さん、おはようございます。

本日は皆様大変御多忙の中を厚生文教常任委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。

本日審査いただく議題でございますけれども、6月定例市議会に上程させていただいております議案案件2件、そしてその他の項といたしまして、令和4年度の事業の主に補正予算、さらには4年度の事業の進捗状況等について御報告をさせていただくことにしております。慎重なる御審査の後、適切なる御決定をいただきたいと思いますと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議第35号赤磐市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例から請願第2号子どもたちの未来を守るための請願までの3件であります。

それではまず、議第35号赤磐市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 杉原部長。

○市民生活部長（杉原洋二君） 本件につきましては、本会議場での提案理由説明のとおりでありますので、補足説明はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 質疑もあって、説明を受けて分かりましたが、確認だけ。

今回の法律の宗教法人に対する変更に伴うものですが、公的な墓地、要するに赤磐市が例えば墓地を造った場合の墓地などについては、一切変更がないと確認してよろしいのでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） 墓地の経営に関する手続について変更がないかという御質問でございます。

市のほうに届け出ていただきます墓地の経営に関して、手続に変更はございません。

以上です。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第36号赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 杉原部長。

○市民生活部長（杉原洋二君） 本件につきましても提案理由説明のとおりで、補足説明はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 説明を聞いたんですけど、非常に分かりにくかったので改めて求めますが、説明によれば、本年4月1日から調達に関する特別措置法の改正に伴うものだという御説明でした。その説明の中身が、何かヒットだとかヒットだとか聞き慣れない用語が出てきて、もうちょっと分かりやすくどう変わったのかということ、それから気になったのが廃棄の適正化についても触れているというふうに聞いたんですが、具体的に廃棄の適正化というのはどういうふうに変ったのか、その2点御説明をお願いします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） 法律の改正についてでございますが、これまで固定買取制度、F I T制度というのが電気事業者が発電したものを一定期間固定買取するという制度でございました。

これに加えて、いわゆるF I P制度ですけれども、一定のプレミアムを交付する制度、基準額にプレミアム価格を加算して買取りをする制度が加わったということで聞いております。

制度的には以上になりますが、もう一つ、廃棄についてでございます。

廃棄につきましては、これから認定を受けようとする事業者、それから既に認定を受けている事業者に対しましても、対象となってまいります。事業認定を受けた10キロワット以上の全ての太陽光発電設備が、この新しい制度の対象となると聞いております。その対象となる事業者につきましては外部積立てを義務づけられるということでして、20年間の買取り制度の契約があるというふうに聞いておるんですが、その最後の10年間について外部積立てを行う。これによって、適正な廃棄を促進するという制度でございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） F I Tですね。ごめんなさい、私の理解が悪くて。イットとかヒットとか言ったのはF I Tですね。

買取り制度に今後は改正に伴ってプレミアムがつくということは、要するにソーラーの促進のために法律が変わったと。要するに、今まで以上に買取価格を高くするよというふうに理解したらいいんでしょうか。その確認。

それから、内部積立ての問題は、これはもう10年ぐらい前からソーラーができたときから、廃棄問題は非常に大きな課題になっていましたし、業者さんが、20年後にどういう形でフェードアウトするかっていうことについては、そういう積立てが要するという議論はあったと思うんですが、やっこの法改正で制度になったのかなと思うんですけど、気になるのが、例えばメガの場合とそれから家庭用につけてるような場合と、例えば池につけてるとか、要するにボリュームが違いますよね。だから、今20年とおっしゃったけども、それをちゃんと割り出して、見込んだ費用を20年で割って積み立てて、最終的には20年後に必要な経費が積立てとしてあるというふうになると思っていいんでしょうか。そうすると、かなり金額的には、要するに売上げが幾らか減りますよね。そういうことも含めて、この廃棄の適正化についての内部積立てってというのは、中身も厳しくうたってらっしゃるのかどうか。もう一度そこ2点を教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） F I P制度に移行しまして買取り価格が高くなるのかという御質問が1点でございます。

初期投資について価格が下がってきておりますので、それに合わせて買取り価格のほうも下がってきておると認識しております。F I P制度については、蓄電池の促進という意味も含まれておりますので、売電する時間帯を変更して買取りするという制度と認識しております。ですので、買取り価格自体が高くなるものではないと考えております。

それから、積立金についてですけど、積立金につきましてはその規模に応じた価格基準が決められておると認識しておりますので、それぞれに応じた積立額が積み立てられるものと考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） プレミアムが加算されるというふうに私は今聞いたんですけど、最初の説明のところで。プレミアムが加算されるっていうのは何か特典があるというふうに普通理解すると思うんですが、そうじゃなくて、蓄電池などその用途が広がって、少しでも買取り価格が下がらないような制度になったというふうに理解したらいいですか。もうちょっと、プレミアムという言葉の意味がよく分からないんですが、そこを教えてください。

それと、2点目の適切にその20年後の積算をしたものが積み立てられるという説明ですけど、これは例えば一定期間の中に、これだけのために契約を全部交わすというような確認もできてるんでしょうか。例えば、赤磐市内に何十業者かありますけど、その何十業者に対して、4月1日の法の変更に伴って、この内部積立金の契約を改めて交わす、例えば半年の中で全部やらなきゃいけないとか、そういう強制力があるのかないのか教えてください。

○委員長（光成良充君） ちょっと、いいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 今回、条例の改正なので、改正内容についての質疑は可能だと思うんですけども、条例の内容っていうのはちょっとここでは違うんじゃないかなというふうには認識してるんですけど。

原田委員。

○委員（原田素代君） 条例の内容を議論しないと、改正が適切か適切でないかが理解できないんじゃないですか。だから、運用は当然自治体ですけど、この条例によって、例えば何年、何か月の間にこういうことを求めるようになっている条例なのか、そこまでは決めてない条例なのか、そういうことを確認しているの、運用は別ですけど、はい。

○委員長（光成良充君） ただ今回、条例内容は変わってないんですよ。以前からある条例内容で。それで、聞いているのは、上位法令の文言の変更によって今回赤磐市の条例の文言を変更するというふうになってるので、そこの部分でお聞きしていただくのはこの委員会では可能とは思ってます。そっから先の条例の内容の話につきますと、今回の上程されているものとは違ってくると私は認識してるので、お控えいただければありがたい。

○委員（原田素代君） もうちょっと言いますと、要するに特別措置法、上位法が変わったんですよね。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員（原田素代君） 例えば、廃棄の適正化の問題も取り上げているという説明でしたよね、上位法の変更が。廃棄の適正化は上位法で変更ないんですか。

○委員長（光成良充君） だから、文言の変更でしょ。この1号中にある電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する措置法に変えるということだけなので。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 内容は変わってないんですよ。

○委員（原田素代君） ですから、その上位法に不適切であると思うことがもしもこの中であつた場合、その上位法自身に問題があるからこれは変えるべきじゃないというふうになるでしょ。ここで審査するわけじゃないですか、委員会で。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員（原田素代君） だから、上位法が適切かどうかという議論がなければ、不適切な上位法で赤磐市の条例をいじるわけにはいかないわけじゃないですか。

○委員長（光成良充君） でも、上位法は……。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時36分 再開

○委員長（光成良充君） それでは、再開いたします。

原田委員、先ほどの議第36号赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、よろしいですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） すいません、皆さんに大変混乱を及ぼしたようではございますが、ただ要するに議会が審議をして、議決をしていくというこの重みの問題ですが、担当委員会に対して、例えば上位法がこういうふうになりましたので、今回この法令の名称がこういうふうになりますと。それは、事前に上位法がどう変わったのかっていうのは、情報としていただ

きたい。例えば知り合いに県議や国会議員がいれば、そういう人たちから事前に資料をもらえるんですけど、そういうものを持たない私たち一地方議員からすれば、上位法がどういう方向で変わったのかっていう情報は、やっぱり担当委員会であればあったほうがいいたろうと思っています。

ですから、今後、この条例改正よくあります。上位法が変わります。それに伴って名称が変わったり言葉が変更になりますが、いいですよだけではあまりにも議会としての役割がないですよね。だから、上位法がこういう方向で変わりましたということが、別に原文を持って読めということではなくて、担当者が理解をして、理解をしていただいたことで私たちに説明をしてくれて理解ができる。そういう運びになっていただくことが一番望ましいと思うので、今後はそこは配慮をしていただければと要望しておきます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他に質疑はありませんか。

友實市長。

○市長（友實武則君） 原田委員の今の御要望を受けて、相談です。

同じことがこの議第35号、墓地の関係も上位法が変わることから来ているので、そちらも準備が必要だというふうに御要望の内容になるんですか。そうすると、今回の専決になりますが、国民健康保険税条例、これも同じようなことが言えると思うんです。この先、法律改正に伴う条例改正全てがそういう対応が必要だということでもよろしゅうございますか。

○委員（原田素代君） 私がお答えさせていただいていいですか。

○委員長（光成良充君） いえ、今回上程されてます部分については、私の認識としては、もう文言の変更だけ、内容については上位法令が変わってない限り、うちのほうは条例を変えることがないので、文言の変更だけであれば、今市長が言われたような説明っていうか内容の報告については私は必要ないと思っている。ただ、今回もこれについては必要はないという判断はしたので、原田委員にそれはここの中でするべきではない質疑ですよっていうふうに申し上げました。

ただ、それについて私はそれが分からないと採決についてはできないと言われたので、その部分については、報告を受ける内容の部分を執行部のほうが用意してくださるということなので、準備をしていただいております。

そこで、今回今申し上げましたとおり、上位法の文言が変わるところ、今言いました再生可能エネルギー電気の調達を再生可能エネルギー電気の利用の促進、この部分が変わりましたよっていう文言の変更だけで、上位法令についての内容は変更はないというふうに認識してますので、要らないというふうには思ってる。ただ、原田委員はそこがどうしても聞きたいと言われるので、議案審査ではなくその他の部分で、上位法令の内容の報告をしていただきたいということで、その他でやると思っておりますので、それは認識をしてください。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） さっきも申し上げましたように、担当者の方がその上位法令をよく理解されていれば、私が聞いた廃棄の適正化の中身はこうなってますよって、その場で説明していただければ済む話なんです。別に、国の資料をドバツと持ってきていただく必要はない。だってあちらが説明したんですよ、そのFIT制度がプレミアムが加算されたとか、廃棄の適正化が変わったって。そしたら聞くじゃないですか。プレミアムが入ればじゃあどうなるの、廃棄の適正化はじゃあどう変わったのって。それに対して、答えてくれればいいだけの話なんです、私が申し上げたのは。

だから、今市長が大変皮肉っぽくおっしゃってたけど、国保はどうすんだとか、今後これからの条例改正がどうすんだとおっしゃったけど、そういう次元の話じゃなくて、要するに、質問に対してお答えがあった。そのお答えに対して疑問が出たから質問した。それによろ答えられない場合は、こういう現状になっちゃいますけど、これを求めているわけじゃなくて、説明をした以上はきちんとその説明に対してお答えの準備をしていただければよかったです。

上位法に触れるなというような、そこは審査する場じゃないっていうのは、私はそれは違うと思う。だから、別に審査をしなくても、具体化に上位法がどうなったかっていう、変わったことを私たちが理解してるかどうかっていう問題が、私は議会の役割だと思うんです。

だから、常にその上位法の文書を用意して読めとって持ってきてくれなくてもいいんです。質問に対して答えてくれればいいだけの話なんです、シンプルに言えば。そういうことは議会は知らなきゃいけないだろうと。それだけです。ですから、採決に至っていただいて結構です。

○委員長（光成良充君） 今原田委員が言われたのは分かりますが、この議案審査の内容とはそぐわないので、その他でやらせてくださいと申し上げました。

○委員（原田素代君） 了解しました。

○委員長（光成良充君） ということで。

友實市長。

○市長（友實武則君） 委員さんからそういった求めがあった場合には、丁寧に対応させていただくということで、全部が対象になるということではないという理解でよろしいですか。

○委員長（光成良充君） そういう理解をしていただいて結構です。

○市長（友實武則君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 厚生文教常任委員会では、市の条例の内容が変更になりますよというところは、そこは説明していただければ結構です。上位法令の文言が変わったから、その文言だけを赤磐市は引用して変えますよっていう場合には、本が変わってないのであれば必要ないというふうに判断していただければ結構と思っております。

よろしいでしょうか。

○市長（友實武則君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないですね。なければ、これで質疑を終わります。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第35号赤磐市墓地等の経営の許可に関する条例の一部を改正する条例及び議第36号赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の2件について採決したいと思います。

まず、議第35号赤磐市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第36号赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査に入ります。

請願第2号子どもたちの未来を守るための請願を議題とし審査をいたします。

この請願の紹介議員から説明を求めるかどうか諮りたいと思います。

紹介議員が厚生文教常任委員会の原田議員になっております。この原田議員から説明を求めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数です。よって、紹介議員から説明を聞くことは否決されました。

それでは、ここで委員の皆様方の御意見を伺いたいと思います。どっちからいきましょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それでは、意見を伝えたいと思います。

議会の本来の役割からすると、請願陳情は国民の権利ですから当然、ましてや地元の方から提出されたものに対して十分委員会として受け止め、議論をしていただきたいと思います。当然紹介議員が責任を持って紹介するわけですから、紹介議員である私のほうからきちん

とお伝えしたいことが山ほどありますが、取りあえず今日はここで御報告と私の意見をお伝えしたいと思います。

まず、今朝ほど請願者である正田さんのほうから、署名を集めましたという御報告をいただきました。これは、6月10日から6月14日のたった4日間の間に、市内の直筆の署名、それからインターネットでオンライン署名、これを4日間で集めたものをお預かりしてます。最終日の29日までに第2次の分で署名をさらに集めたいという御意向ですので、今日のは1次集約分として御理解いただければいいと思います。署名総数3,541筆、うち赤磐市民の署名が273筆、オンライン署名が3,201筆、直筆署名が340筆ということです。

メディアにもこの署名を注目していただいております。もう既に、赤磐市の請願という以上に注目が高まっているということが、まず一つ御報告できると思います。それで、もう連日のように、参議院選挙も近いですし、いろいろ取り沙汰されておりますが、1つだけ私お伝えしたいことがあります。

これは赤磐市の健康増進課が、新型コロナウイルスによる感染症を予防しましょう、これは直近の分だと思えますが、今年に入ってから分です。この文章を下で見ましたけど、この中にマスクのマの字がないんです。何をすればいいかっていったら、石けん、流水で、丁寧に手を洗います。タオルやペーパーで水分を拭き取りましょう。アルコール消毒薬を使いましょう。人混みを避けましょう、十分な睡眠、バランスのよい食事に気をつけて抵抗力をつけましょう。人にうつさないために、せきやくしゃみをするときはマスクやティッシュで口と鼻を覆いましょう。使用したティッシュはウイルスなどの病原体が付着しているため、すぐにごみに入れ手を洗いましょう。

マスクをしてくださいということは、くしゃみなどがあつた場合、いわゆるせきエチケットとしてのマスクはありますが、日常生活でマスクをしろってことが書いてありません。

それから、これは環境省、厚生労働省、令和3年6月の資料でございますが、何て書いてあるかっていったら、注意、マスク着用により熱中症のリスクが高まります。熱中症を防ぐためマスクを外しましょう。

厚労省がマスクを外すことを、要するにマスクの危険性、リスクの問題を一生懸命やってます。たしか昨日も、文科省のほうから、各学校でクラブ活動のときの熱中症による子供の搬送が急激に増えているという指摘の中で、文科省がとにかく外は全部マスクを外せと。通学もマスクは外してくれという指示は出してるんですよ。だけど、出してるんだけど、現場では外せないんです。これが一番心配する、要するに同調圧力。しないことが悪であり、高齢者のために、移さないために子供はマスクで頑張らなきゃいけないんだと。

最後に、こういうふうには、これ今日の新聞ですけど、人と会う機会が減るなどして、婚姻件数の減少ペースは加速し、2020年は前年から7万組以上婚姻が減った。直接の因果関係ははっきりしないが、2020年度の小中高生の自殺者は前年から100人増えて過去最多の499人だった。

マスクの弊害というのは、もう医療従事者だけでなく学校現場や各種子供と接触する人たちから大きな声も上がっていますし、せっかく国が旗を振っているマスクを外そうということ、赤磐市の子供たちにそれをしっかりと実現させることを求めている請願でもあります。

ぜひ、皆さん、私たちの町の子供たちは宝であり、私たちの町の子供たちを高齢者のためだと言って、マスクで子供たちの心的な病気や自殺や体力的に落ちていくような状況を一刻も早く解決する、私たちは議会としての責務があるんだろうと思っています。

本当はもっといっぱい言いたいですけど、取りあえず私はそういう立場から、この請願は必ず今回通していただければありがたいと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） まず、この請願には反対いたします。反対の理由を、今から申し上げます。

これは、この請願事項には大きく2点あるんですけど、ワクチン接種の件とマスクの件。ワクチン接種の件に関して特に反対します。

まず、この請願に基になる赤磐医師会とか有志の方の意見がありましたけど、あくまでも有志の意見であって、岡山県医師会はそれに対して反対してます。接種の方向です。それから、日本医師会も接種の方向で動いてるというので、まだ現状としては国としては、当然接種の方向で動いてるといのがまず第1点目。

それから第2点目。国も当然有識者会議に基づいて、接種の方向で動いてるといのが第2点目。

第3点目は、家庭内に高齢者の人たちやそれから基礎疾患をお持ちの家庭がおありだと思います。そういう家庭においては、その高齢者の皆さんや基礎疾患の方につらいように、ぜひ接種をしたいという御家族はあると思いますので、これを一律で接種送付中止といのは非常に問題があるというふうに思います。

それから4点目、子供自身のコロナ後遺症といのが散見されてますので、子供自身のコロナ後遺症から守るために、ぜひこういう1番目のワクチン接種一律送付中止といのは反対いたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 今様々に意見や話が出回っていて、まあ正直何が正しいのか分からない状態で、正解が出るのが恐らく10年、20年先とかに出るようなことになるのだと思っています。

請願の内容についても、多少どうかと思うところがあるのも正直なところですが、先日、光嶋先生のお話を聞きまして、ある程度理解できる場所もありまして、そろそろこのような議

論というのが必要なかなと思っておるので、ここはあえて賛成をいたします。

○委員長（光成良充君） 大森委員、お願いします。

○委員（大森進次君） それでは、私の個人の意見として述べさせていただきます。

私は、先ほど同僚議員の永徳委員が言われたように、推奨しているところもあるというのもまだあります。そういう方向性でまだ動いてないっていうのもあると思います。

先日、光嶋先生のお話を聞いて、その話も納得はできます。子供たちの表現力が落ちたとか、能力が落ちているとかというようなことも聞いて、早く外したほうがええかなというふうにも思いますけども、また、子供たちにワクチンをするっていうのは、させる親もおればしない親もおります。そういったこと、それからワクチンを打ちたくても打てない人もおります。そういったことを踏まえて、外すのはいいことだと思うんです。でも、私も時期尚早じゃないかなというふうに思って、私は今回の請願については反対をさせていただきます。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 私は最初に賛成という立場をはっきりしたいと思います。

このワクチンについては、2年前、こういうコロナがはやったときに、もう本当にどうするか分からない状態で、一応そういう感染症やそういうことについて勉強会はして何ぼか知識も得たんです。それで、テレビやラジオの情報がいろいろあって、日々どうなるんかということはおもうずっとそういう情報は入ってありましたね。とにかくそういうことがはやってその分が許可されるというような、何かそれがあるから急いで許可されるような、そういうこれまでの経過がありますよね。

それで、情報が少ない中で決断をしないといけないような状況がここずっとあって、国が決めたから大人のほうのワクチン接種に至ってきとんですが、最初は18歳以上とかと言ってましたね。それで、だんだん年齢が15歳以上とか、今度はもう12歳以上とかというふうに下がってきてる段階で、本当にこれいいのかということを疑問も湧いてきました。さらに、5歳から11歳、これはどうかかなと。本当に情報がなくて心配をしてくれているわけです。私も孫もいるんで。だから、お母さんたちにとっては、本当どうなんかと切実な思いだと思います。

それで、いろんなこの間の光嶋先生が歴史的なこととか免疫力とか、そういうなことを改めて専門的な立場から勉強をさせていただいて、疑問が少し解けてきたと。そういう状況なんで、まだまだいろんな情報というのを私たちは勉強していかないといけないし、もう世界的にもこういう状況というのは、本当に初めての経験をしている状況の中で、判断していかないといけないということなんです。

今度も4回目、大人が。またもう言われたように、次もまた来る可能性もありますし。結局、4回目は60歳以上と基礎疾患と、そういう限られてきてますよね。結局、こういうワクチンがはっきり言ったら人体実験というんか、経験がないからそういうことも一方ではあるような、何年たってどういうふうになるかということはまだ分からないという状況があります。

この請願、ずっと読ませていただいて、やっぱり本当に心配だと思います。小さい子を持つておられる方は。この間免疫力の話なんかもさせていただいて、これはしないというふうな方も増えてきていると思います。この請願内容が1と2ですから、これまでの情報の中で、やっぱり強制するんじゃない、したらいけないと思います。接種券を一律送付、これを中止して、保護者が選択できるようにしてくださいという内容ですよ、1番。

それから2番目は、言われてるように教育上、マスクをつけたままといたら大変な、人間的な触れ合いの中で子供たちは育っていかないといけない状況なのに、一部ずっとして。テレビでもかわいそうなどいうんか、国がしなさいということで強制されてきてるんですけど、本来の2年半前の状況に少しでも早く戻って、人間らしい、そういう育ちを取り戻さないといけないんじゃないかなど。

そういう中で、お母さんたちが早く気づかれて、それから専門の先生との連携もされて、みんなに発信をされてる。こういう意見広告も初めて見させていただいたけど、やっぱりそういう中でももっともっと情報を知らせて行って、強制ではないと、選択して、みんながもっともっと勉強して、どうしたらいいかということ考えていただく。これは非常に大切じゃなというふうに思います。これは勇気ある行動だと思います。大変な中で声を上げられたということは、非常にすごいことだなということで、これは賛成いたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。委員の皆様から御意見いただきました。

それでは、これから請願の採決を行います。

請願第2号子どもたちの未来を守るための請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

厚生文教常任委員会次第の裏面を御覧ください。

手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、このように申出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中に審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本日の委員長報告につきましては委員長に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次にその他に入ります。

まず、令和4年度事業の補正について、今定例会で提出されている補正予算案に関する事業について質疑を行います。

質疑は予算説明資料に基づいて行っていただきたいと思います。なお、5月27日開催の議会全員協議会において、予算常任委員会ではそれぞれの常任委員は所管部分に関しての質疑を原則行わないよう申し合わせております。そのため、この委員会で十分確認をしていただくようお願いをいたします。

それでは、市民生活部関係の事業について質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 具体的にはどこまでになるのでしょうか。

量が少ないんだから一遍にやらないか。

○委員長（光成良充君） でも、大丈夫ですか、執行部のほうは。まとめていこうという話が出てますが。よろしいですか。

それでは、予算説明資料の10ページから15ページでやってください。そのとき、ページ数と項目はおっしゃってくださいね。

質疑どうぞ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 11ページの、防災行政無線管理事業の中の概要の欄のところ。

○委員長（光成良充君） それは違うよ。

○委員（原田素代君） 10ページからって言ったじゃない。

○委員長（光成良充君） それはくらし安全課なんで、総務です。

○委員（原田素代君） そうすると、12ページからですね。

○委員長（光成良充君） 11ページ、関係してくるのは民生費の協働推進課部分と、児童福祉

費の周匝保育園関係です。

○委員（原田素代君） すいません、じゃ、次行きます。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 13ページの衛生費の感染症予防事業、よろしいですか。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員（原田素代君） これ、単価言っちゃいけないのかな。新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制確保に係る経費を増額する増額の費用が出てますが、これの単価を教えてください。

○委員長（光成良充君） それは予算やろ。

○委員（原田素代君） 要するに、ワクチン接種の委託料の単価。これは聞けるんですか。

○委員長（光成良充君） 聞きようですね。

○委員（原田素代君） 聞きようですね。じゃあ、単価を知りたいんですけども、教えてもらえますか。

○委員長（光成良充君） 違うんです。そういう言い方じゃなしに、優しく言うたらええというもんとちゃうんよ。

○委員（原田素代君） じゃあ、委員長、知恵をつけてください。

増額されたのは、それは国がそういう方針だから増額されたんでしょうけど、一体幾ら費用として単価的に掛けて、この金額が3,200万円が上がったのかっていうことを。

○委員長（光成良充君） もう一回、ちゃんと質疑してください。

○委員（原田素代君） はい。13ページの感染症予防事業の中の新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種体制確保に係る経費を増額すると上がっておりますが、この対象者の人数を教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 4回目の接種を見込んでおりまして、2万人を見込んでおります。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） この2万人というのは、60歳以上と個人的に申告する方、それで5歳から11歳の方は入ってないと理解したらよろしいのでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） はい、今回の補正には入っておりません。

○委員（原田素代君） はい、分かりました。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 今の確認ですが、だからこの間説明したように60歳以上と基礎疾患のある方になるんですか。確認ですが。この2万人が。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） これは4回目ということなので、当然3回目を接種して5か月たった方がまずの対象者です。そのうち、委員おっしゃられるように60歳以上の高齢者と、あと18歳以上で基礎疾患がある方の希望される方ということです。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 15ページの生徒指導総合実践事業のところに入りますが、配置に係る経費が上がってます。その説明が、新型コロナウイルス感染症対策として不登校児童生徒や家庭への対応強化、このためにスクールソーシャルワーカーを配置するというふうに上がってるのですが、まず1つは、たしか障害のお子さん持ってる、新たに配置するって言った自閉症のお子さんに対する専門家の配置とはまた別であるのですか。確認。

それから、ここで言う不登校児童・生徒と家庭への対応強化というのは具体的にはどういう目的で配置をされるのか。何人配置をされるのか。どういう資格を持った人が行うのか。その点について御説明をお願いします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（森本 治君） はい。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） まず、1点目の自閉症のほうとの関わりということですが、これは関係がないということです。

2点目の、不登校児童生徒や家庭への対応強化という部分ですけども、スクールソーシャルワーカーというのが福祉に関する専門知識を持った方ですので、現在もスクールソーシャルワ

一カー、県のほうの事業として配置をしているんですけども、福祉関係のそういう専門知識を持って保護者への対応、それから子供への対応をしていただいていますので、そういう部分で不登校児童生徒の家庭であるとか、中にはいろんな事情を抱えている家庭、そこへの対応ということでスクールソーシャルワーカーの配置を考えています。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 考えているの分かるんですけど、具体的にはどういう業務になるのか。例えば、不登校児童生徒は要援護児童に対する会議がたしか赤磐市はお持ちで、そこでカウントされてるんでしょうけども、そういう子供たちに対して。例えば私が以前沖縄に行って、沖縄は非常に積極的に子供たちの支援してるんですけど、毎週会議してんですか。そういうリストアップされた子供たちの近況をです。週単位でどういうふうに子供たちがなっているかという現状把握する努力をされてるんです。それに対する対応もしてる。そういうことをされるのかどうか。

それから、家庭に対する対応っていうのは、これは大変難しいことなんです、私も経験してますけど。大体保護者がネグレクトをはじめとして経済的な事情、それから御自分の病気、そういうものを抱えながら苦労されてるわけですが、そこに対してスクールソーシャルワーカーがどこまで対応できるのかなっていうことが気になっています。

それから、人数をもう一度教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（森本 治君） はい。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 今回の配置につきましては、この予算で上げさせていただいているのは1名、新たな任用です。

○委員（原田素代君） 1名。

○学校教育課長（森本 治君） 1名です。今現在、3名のスクールソーシャルワーカーが市内の小中学校のほうに配置をされていますので、その配置されてるスクールソーシャルワーカー、時間数に持ち時間がありますので、それをさらに時間をプラスでつけるということでの予算計上となっています。

それから、どのような対応をということなんですけども、今現在も配置されているスクールソーシャルワーカーの方は、それぞれいろんな兼務でたくさんの学校を受け持っていますので、何曜日に何時とかというふうに決まってるわけではないんですけども、学校へ訪問して、それから担任の先生だったり管理職の先生と情報共有しながら、例えばこの家庭に関わってくださいとかというふうなことをしっかり情報共有しながら対応を進めているところです。

例えばなんですけども、スクールソーシャルワーカーの方がどんなことしてるのかということなんですけども、例えば御家庭によってはそういう福祉のいろんな施策とかそういうものが、どういうものがあるのかなかなか御存じない方もいらっしゃると思いますので、そういう部分の情報提供でありますとか、例えばですけど一緒に市役所のほうへ来ていただいて、手続とかの支援ですとか、そういうふうなことをしたりしています。それからあと、医療に関する専門知識を持った方も多いので、例えば医療につなぐ必要がある家庭であれば、病院を紹介したりだとか一緒に病院に受診をしたりだとかというような支援をしていただいているところです。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） この847万3,000円というのはお一人の人件費だと理解していいんですね。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） この全体の金額はお一人だけではございません。1人の任用と、先ほど申しました今いるスクールソーシャルワーカーの方に少し時間数を増というその分を合わせた金額になってます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 15ページの学校給食費負担軽減補助金なんですけど、この内容を説明していただけたらなど。この学校給食の軽減負担。一応説明が簡単にはあったんですが、人数的なものとか、もう少し詳しく説明願いたいと思う。そして、今回思い切った施策もされてるんですが、今後引き続いてそういうことも慎重に検討されてる中で踏み出されたと思いますが、その辺を説明願いたいと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長

○委員長（光成良充君） 矢部センター長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 学校給食費負担軽減対策補助金交付事業について説明いたします。

この事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業であります。その中で、保護者への生活支援として、小学校及び中学校の児童・生徒の給食費を補助するものです。

対象の期間は令和4年度の2学期及び3学期としまして、給食費の全額を補助の対象とします。人数としましては、見込みとして小学生約2,500人、中学生約1,200人、給食の回数は130回ということで見込んでおります。

今回の事業につきましては、最初に申しあげましたように新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした、令和4年度での事業となっております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 本当に決断されて、これはもうこのコロナ禍で子育て世帯の方にとっては非常にありがたいというふうには思われると思います。これは小中なんですけど、あと幼稚園とか保育園とか、一貫性というかその辺はどういうふうに審議されてきとるんかなと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部センター長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 今回の事業につきましては、小学生及び中学生で2学期、3学期ということで財源がありますので、それらを対象とした事業としております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） それは分かるんですが、それは本当に決断されたと思います。それで、関連性というんか保育園や幼稚園の給食費とか、今年のコロナを何とか乗り切るということで、そういう対応をされてると思いますが、その辺をどういうふうに慎重に審議して、一貫性というんか、小中だけじゃなくて。その辺はどういうふうに審議されたのか。

○教育次長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 有馬教育次長。

○教育次長（有馬唯常君） 委員御指摘の部分でございます。子育て世帯の支援ということで、内部でもしっかり議論をいたしました。このたび予算計上させていただいております費用につきましては、避けて通れない義務教育に通っていらっしゃる児童・生徒の保護者の支援ということで考えております。

先ほどの御質問の中に、保育園、幼稚園のお話が少し出てまいりましたが、このあたりはまたしっかりと支援策、こうしたものを内部で検討してまいりたいと思います。具体的なことは申し上げることができませんけども、様々なそうした世帯への支援が必要と考えておりますので、今定例議会におきまして要求しておる費用につきましては、以上説明申し上げたとおりでございます。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） そのあたり分かりました。

それで、これは非常に喜ばれる施策だと思います。それで、今年度だけに限らずに次年度にというのは、もう当然皆思われると思います。それで1つ情報提供したいと思うんですが、いいですか。

実は、岡山県じゃないんですけど、隣の兵庫県議会が9日に学校給食の無料化を求める意見書を……。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） いけんか。

○委員長（光成良充君） はい。

○副委員長（福木京子君） 分かりました。まあ、全会一致で可決したりしてるんで。

やはりこれを続けるためには、市長会を通して県や国、その辺をぜひしていただきたいと思うんです。その辺はどんなでしょうか。

○教育次長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 有馬教育次長。

○教育次長（有馬唯常君） この学校給食に関係いたします事項につきましては、市長会等を通じまして、市からの要望もしっかり行っておるところでございます。議員御案内のように、他県での動き、こうしたものも我々情報収集しながら、今後の取組を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、事業の進捗状況について執行部から説明をお願いいたします。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） それでは、市民生活部資料1ページを御覧ください。

市民課から5件、事業の進捗状況としまして報告させていただきます。

①赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上の取組についてでございます。

6月1日水曜日に公募型プロポーザルを行いまして、3者の応募があり、資料のと通りの契約となっております。対象者への勧奨通知や勧奨電話により、特定健診の受診率向上に向けて今年度も取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、②国民健康保険証の変更についてでございます。

資料4ページを御覧ください。

4ページの下側ですが、前期高齢者（70歳以上）用の被保険者証兼高齢受給者証を御覧ください。

今まで、70歳になりますと所得の区分によりまして医療費の自己負担額が2割の方と3割の方に分けたはがき大より少し小ぶりの高齢受給者証を発行しておりましたが、この8月からは、黒枠を追記しまして国民健康保険証と高齢受給者証が兼用となりました。70歳未満の方には変更はございません。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、③令和4年度の後期高齢者医療保険証についてでございます。

本年度の後期高齢者医療保険証は2回発行されます。まず、7月下旬に有効期間が9月30日までのものを発送、これは紫色のものですが、発送いたします。9月下旬に改めまして、窓口負担が所得区分によりまして1割、2割、3割のいずれかが記載されている、今度は青色の保険証を全員に発行いたします。今月配布の広報でもお知らせしておりますので、御覧ください。

続きまして、④でございます。赤磐市国民健康保険運営協議会の開催についてでございます。

令和4年8月4日木曜日13時30分からの開催予定で、今回の審議内容は、令和3年度の決算見込みについて御協議いただく予定としております。

市民課最後は、国民健康保険の傷病手当の適用期間延長についてでございます。

令和2年1月1日から支給対象となりました新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当につきまして、感染状況により国からの財政支援が延長になったことから、適用期間につきましても令和4年9月30日までの延長となりました。

続きまして、資料2ページを御覧ください。

協働推進課から事業の進捗状況について、2点御報告させていただきます。

①赤磐市人権標語の募集についてでございます。

本年度も人権についての理解と認識を深め、市民一人一人の人権意識の高揚を図ることを目的に、市民、園児、保護者及び児童・生徒から人権標語の募集を行います。赤磐市在住、在勤、在学の方を対象としておりまして、今月配布の広報やホームページに記載し、お知らせをしております。今年度は高校生及び一般の部については、インターネットからの応募もできるようにいたしました。

入賞者につきましては、12月に開催の人権を考えるつどいにおきまして表彰を行う予定としております。資料の5ページには、応募用紙も掲載しておりますので、委員の皆様にもぜひ、応募をお願いしたいと思います。

最後に、②社会を明るくする運動についてでございます。

第72回社会を明るくする運動、犯罪や非行防止、立ち直りを支える地域の力としまして、今年度のテーマは、6ページのチラシにありますように、生きづらさを生きていくとしております。7月1日からの1か月間を強調月間として、全国で展開されていきます。

以上で協働推進課、市民課からの説明を終わります。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） それでは、環境課から事業の進捗状況について報告いたします。

資料は3ページをお願いいたします。

まず、①赤磐市環境センター通風設備等修繕についてでございます。

こちらにつきましては、概要のとおり4款2項の施設維持管理事業で、環境センター焼却施設の誘引送風機の部品を交換修繕するものですが、経過に記載しておりますとおり、予算執行に際し、在庫価格、工期等の市場調査を実施したところ、世界的な半導体不足により部品の入手が困難な状況となっております。このため、交換部品の製作に15か月から18か月かかる見込みであることが分かりました。昨今の情勢を踏まえ早期発注を検討しておりましたが、部品の製作に15か月以上の期間を要するということになり、完了見込みに示しておりますとおり今月発注しましても、令和5年9月以降の完了となり、年度内完了が見込めない状況となっております。

次に、②赤磐市環境センタートラック購入についてでございます。

こちらにつきましては、概要のとおり4款2項の廃棄物収集事業でゴミ収集業務に使用する2トントラックを購入するものですが、経過のとおり5月9日に入札公告し、参加者が1者ございましたが、その後辞退されたため入札が不調に終わっております。辞退の理由としては、こちらも世界的な半導体不足により部品調達が困難なため、納期内に履行ができないということでした。これにより、納車可能時期について市場調査を行ったところ、令和5年7月から、令和6年3月という結果でございました。

まずは、①の通風設備等修繕、それから②のトラック購入ともに年度内の履行が見込めない状況であることを報告させていただきます。

この上記①、②についての今後の対応についてですが、いずれにつきましても年度内の完了が見込めないという状況から、9月議会定例会において繰越明許費補正をさせていただきたいと考えております。予算措置後、直ちに発注を行い、翌年度事業完了を目指したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

環境課からは以上です。

○委員長（光成良充君） 市民生活部関連の事業の進捗状況について説明がございました。

皆さんのほうから質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 最後の環境課のほうの報告、そうだろうかと想定します。具体的にはどうなんでしょうか、この通風設備が修繕できない、それから2トントラックが購入できない、これが1年半ぐらい先になるということについて、現場としてはどういう状況だというふうに理解してらっしゃるんですか。何とか乗り切るしかないんでしょうけども、現場では何か対応特段考えてらっしゃいますか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） 入らない間の対応についてでございますが、2トントラックについては現在使用している車両がございます。これを継続して使用することによってつないでいくということを考えております。

それから、通風設備につきましては、耐用年数により交換時期がございまして、計画的な修繕を行っております。早めの交換を考えておりましたので、まだ故障してたちまち焼却が停止するというような状況ではございませんので、引き続き現在のものを使用していくということで考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） 分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 1ページの市民課の①の入札の件ですけれども、3者入札ということなんで、あと2者の入札価格を教えてください。それと両備システムズが、選ばれた選定のポイントを教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 入札価格ですが、1者が469万7,000円、もう一者も同じく469万7,000円です。

それから、入札のポイントとしましては、通知を送るんですが、通知を送る対象者に合わせた内容の通知を作ってもらえるというところが大きなポイントでした。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） それだけのポイントが約10万円ほど安いほかのやつよりも、10万円高い両備システムズのほうがよかったということなんでしょうか。

○委員長（光成良充君） いや、低いんだよ。

○委員（原田素代君） 両備のほうが10万円低い。

○委員（永徳省二君） 失礼しました。結構です。ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、保健福祉部について事業の進捗状況をお願いいたします。

○子育て支援課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 保健福祉部資料の(2)事業の進捗状況、子育て支援課のところで、ページ1枚めくっていただきまして1ページになります。

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金についてということですが、こちらにつきましては、本議会の初日に補正予算を議決いただきまして、ありがとうございました。

それから早速、要綱やシステム改修等の詰めを進めておりまして、児童1人当たり5万円を給付するというので、円滑な支給に向けて事務を進めているところでございます。

本日は資料といたしまして広報あかいわ7月号、7月1日ぐらいまでには皆様のお手元に届くという内容の掲載案をつけて、これほぼ確定版ですので、こちらで簡単に御説明させていただきます。

今回、2つの事業がほぼ同時期に行われるということで、広報にも昨年度でしたら別々の時期に載っていた内容を1つのページに合わせておりますので、ちょっとボリュームが大きいのですが、事業の流れとしましてまず下の段、下の丸のひとり親世帯の子育て世帯分というところを見ていただきまして、四角の中に申請が必要な方と申請が不要な方という書き方をしておりますが、この申請が不要な方、この方たちにはいわゆるプッシュ式ということで、要件がそろってこちらで確認できる場合は申請不要で支給予定となっております、時期は6月の末を目指して進めております。

それから、このひとり親世帯以外の方が全て上に入っていると考えていただいたら大丈夫なのですが、その中でも申請が不要な人、こちらが住民税の均等割が非課税、いわゆるここが低所得という要件になりますが、こちらも税情報と合わせましてプッシュで支給をさせていただく。これを予定を7月末ということで対応を予定しております。

こちらで税情報等、資格要件等が確認できない方々以外にも、コロナ関連で所得が急激に下がった方、家計急変という言い方をしたりしておりますが、そういう方々は申請をしていただ

ければ支給の対象になる場合があります。この広報の一番上の表題のところに書いてある、それらの申請を8月1日から、つまり独り親でも児童手当のほうでも入金がなかったなという方々は、全員御自分の所得を考えていただいて対象になれば8月から支給の可能性があるので、申請を受け付けるということ。申請の期限というの一番下に書いてあるんですが、2月の末と、国の方針でこの期間も決まっておりますということがここに書いてあります。

プッシュ式の方にはもちろんこちらから通知を支給の前にお送りをします。それから、プッシュ式の対象にならなかった方々への周知ですが、これは今回はより多くの方々に可能性があるということもありますので、ちょっと抽出条件をいろいろ練りまして、本来だったら親御さん、親の名前、監護をされてる方という言い方しますが、その方宛てに送れば一番いいんですが、そういう情報が児童手当もらわれてない方にはシステム上ございませんので、そのあたり工夫しながらできるだけ多くの方に郵送なりでお知らせを送っていくことを考えております。

簡単ですが、説明は以上です。

○委員長（光成良充君） 保健福祉部関連の事業の進捗状況の説明がございました。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので、続いて教育委員会のほうから事業の進捗状況について説明をお願いいたします。

○学校教育課長（森本 治君） はい。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 教育委員会の資料の1ページをお開きください。

こちらのほうに、子供のスポーツ機会確保、充実に向けた部活対策についてということで御説明をさせていただきます。

報道等でも御存じかもしれませんが、先日スポーツ庁から、運動部活動の地域移行に関する検討会議における提言というのがなされまして、令和5年度から3年後の令和7年度末を目途に、休日の部活動を運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とするということが示されております。

以前にも、令和2年9月に文部科学省のほうから、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてということで通知も発出されておまして、その通知におきましても、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととするといった通知もなされておりました。

この通知にありますけども、この1ページの上段のほうを見ていただきますと、今のこの学校現場の現状といいますか、児童・生徒数の減少によりますます少子化のほうが進捗しておまして、そのことによる学校の小規模化、それから部活動数の減少による部活動の維持が困難

な状況があり、それからまた働き方改革の進展という必要性から、子供たちがスポーツや文化活動に親しむ機会が大きく減少しているというふうな状況が危惧されているという状況があります。

そこで、部活動を地域に移行していくことで、地域と連携し、子供たちがスポーツや文化活動に親しむ機会を継続的に確保していく必要があるというふうに考えております。

2ページに移りますけども、この1ページから3ページの資料は昨年の令和3年に県のほうの地域部活動推進事業成果発表会の資料から提示させていただいているものでして、2ページ、3ページが県のほうから示された地域部活動のイメージ図に当たるものになります。

2ページのほうは1週間の活動のイメージというのが示されておまして、ここの土曜日の活動のあたりが、今後地域に移行していこうというふうになっております。

これからこの3年間で目指していく部分というのが、このフェーズ1というところになります。ここについて状態として、①つまり休日、土曜日とか日曜日の活動になるんですけども、ここについてできるところから地域スポーツ文化活動へ移行していこうというふうなことになっております。

フェーズ2からフェーズ3につきましては、またその休日の部活の地域部活動移行が済んだ後に、状況を見てこういう方向性で向かっていくということが県のほうからも示されているということでございます。

それから、3番のほうの地域部活動のイメージ、たたき台ということですので、これもあくまでイメージなんですけども、その真ん中にあります地域部活動運営事務局というところを中心に、そこから指導者を派遣したりというふうなことで地域部活動を進めていくというふうになっております。

ここに示したとおり、学校現場としましても大変大きな変化ということで、なかなか具体が見にくいというふうなことも大きな課題になっているんですけども、実は令和3年から2年間、県のほうが地域運動部活動推進事業、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究としまして、補助金を出しまして全国の研究指定校のほうが取組を進めているところなんですけども、赤磐市のほうでは磐梨中学校がこの研究指定を受けて取組を進めているというところでございます。その磐梨中の進めている研究なんかも含めながら、今後の方向性を考えていきたいというふうに思っております。

市教委としましても、この赤磐市の実情や実態に応じた地域部活動の在り方について今後検討していく必要があると考えておまして、その進め方について、市教委のほうで検討していく予定でございます。

以上です。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 続きまして、社会教育課からさくらジャパン強化合宿の実施について御説明をいたします。

資料は4ページを御覧ください。

先月の常任委員会で御説明させていただきましたが、5月21日から6月3日まで熊山運動公園において強化合宿が実施されました。この期間中、来日したアイルランド代表女子ホッケーチームと5月30日に桜が丘小学校児童や市民との交流事業を実施いたしました。

資料の写真は、少し見えにくいですが、上の2枚が桜が丘小学校6年生と外国語の授業を活用して交流を実施した状況でございます。下の2枚が赤磐文化協会などたくさんの市民の方々に御協力をいただき、書道や華道、茶道、着つけなど日本文化に触れていただく交流を実施いたしました。参加した選手からは、練習の休息日に交流できたことが大変よかった、市民の皆さんにとっても親切に温かく迎えていただいたとの感想もいただいております。

この様子につきましては、広報あかいわやホームページ等でも掲載して、広く情報発信していきたいと考えております。

以上で教育委員会からの説明を終わります。

○委員長（光成良充君） 教育委員会から事業の進捗状況について説明がございました。

質疑ございませんか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 2ページ、3ページがちょっと広がっているのをつかみにくいんですが、まず最初にお尋ねしますけど、この2ページ、3ページのフェーズのゼロから3というのは、大体いつ頃までにこのところまで、このフェーズはいつ頃までに進めたい、そういったタイムスケジュールのようなものっていうのは、一方であるんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 御質問のフェーズ2からフェーズ3につきましては、これはまだ国のほうもいつまでということが示されておられませんので、これにつきましてはまだ現在のところいつまでというところのお答えはできません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いや、要するにこれに向かって進めたいということなんではないですかっていうのがまず1つと、今、割と目立つのがその費用ですよね。その地域のボランティアの方たちに、ボランティアといっても有償で委託をする、契約を結ぶ。保護者がそれを負担する。どこまでできるのかっていう格差が出ちゃいけない。

一方で、赤磐市の課題として、小規模学校の部活動の問題、その辺がここでは拾われてないように思うんですが、いわゆる吉井、赤坂の中学校ぐらいになると、このプランの中で、どの

辺で救済されるのかっていう説明をしてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） フェーズ2、フェーズ3につきましては、当然この方向に向かっていくということですので、国のほうからまたさらに具体が出てくると思いますので、そこも踏まえながら今後検討していくことになろうかと思えます。

それから、赤坂とか吉井の地域のあたりのこととか費用のことですけれども、この盤梨中の取組の中でも、やはり費用、財源というところが非常に一番大きな課題だというふうに捉えておりますので、ただ今の現時点では、こういうふうな方策があるというふうなところまでは具体は当然まだ課題としてですので、今後検討していく中でどう財源を確保していくかであるとか、それから赤坂とか吉井地域のそういう受皿でありますとかそういうことをどうしていくのかということをしっかり検討してまいりたいと思っております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 赤坂や吉井の特殊な事情についてはこの中には入っていないというふうに理解したらいいんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 特殊な事情といいますと、どういうふうなことになるでしょうか。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 1ページ目にありますよね、少子化の進行。そうでなくても、コロナで7万人結婚しない人たちが増えてるそうですけど、そういう中で第2、第3の赤坂、吉井ができると思いますけど、今まさに一番苦しんでる。中学校でありながら1クラスでやってるっていう異常な状態ですよ。一方でマンモス校と言われる学校も赤磐市内にはあって、だから両方の対策を打たなきゃいけないわけですから、小さな学校に対してはどうされますか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○教育次長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 有馬教育次長。

○教育次長（有馬唯常君） 委員御指摘の部分、吉井、赤坂、過疎地域に指定されております学校におきましては、児童・生徒数が少ないというところから、部活も思うようにできてない状況でございます。

委員御指摘のように市内の中学校で比較しますと、やはり児童数の多い学校、少ない学校と

様々でございまして、そのあたり地域の実情に応じた対応をしなければならないと考えております。

例えば、先ほど森本課長が申し上げましたとおり磐中での取組、先般新聞にも少し取り上げられたりしてたんですけども、磐中だけの将来を見てもやはりそうした傾向になってくるということで、磐中の学区の中の生徒だけでなく、他の町、他の学区の子供たちを招き入れて一緒に指導したりするような取組も行われています。そうした取組が、その吉井、赤坂の地域でできるかどうかというところはこれからしっかり協議をしていかなければならないんですけども、学校のエリアエリアで適したものをこれから模索していくようなことになろうかと思えます。

現時点で具体的にそうした人数の少ない学校がこうなるということは申し上げられませんけども、そうしたあたりいろいろと議論をしながら、こうした子供たちの部活の機会をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 思わず笑いましたけど。磐梨中学校に他地区の子供たちも招いて部活を活性化したい。招かれた学校はどんどん小さくなりますよね。分かりますか、言っている意味。赤坂中学校の子供たちがみんな磐梨に行かれますよね。柔道だとか剣道だとかホッケーだとか。売りになってスポーツに引かれて、赤中に行く子供たちが磐梨中学校に行っている。それは今、教育次長おっしゃったように、他地区からの子供たちを集めて磐梨中が活性化します。

だから、その反動の部分、要するに負の面を考えると、私は実際はこの部活動のレベルで議論したって解決しないと思うんです。今回の一般質問でも金谷議員が言ってましたけど、要するに学校そのものの存在やそこにいる子供たち一人一人の満たされるべき課題がきちんと俎上に上がらないと、これだけの議論では結局奪い合いですから、弱いところはどんどん減ってくわけで、そういう議論はやっぱりやめたほうがいいと思ってるんです。だから、そういう課題であるという認識をお持ちかなってということもお聞きしたい。それは教育長にもお尋ねしたい。いかがでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

土井原教育長。

○教育長（土井原康文君） 原田委員お尋ねの件につきましては、従前より原田委員からも御質問いただいたり、また今後の赤坂地域の学校の在り方についても、今回、金谷議員からありました。

この部活も含めまして、単に子供が学校という部分ではなくて、福祉も含めたりだとか地域

づくり、まちづくりの一環というふうにも考えております。地域づくり、まちづくりにもその部活動が含まれるというふうにも考えておまして、先ほど、次長の有馬が申し上げました磐梨中へ他校から集めてあそこへ行くというのは、現実数名の、例えば部員によつたらあるという事例だけであつて、今後そうなっていくという意味ではないというふうにも御理解いただきたいと思つています。つまり、磐梨中学校が先ほど言われてました部活についても、その年によつてその部の参加する生徒の人数は上がつたり下がつたりです。実際、そこには先ほど御指摘の財源の確保も要りますし、もちろん人材の確保も要りますので、先ほど来の赤坂それから吉井におきましても、地域にいらっしゃる人材をこれからも発掘していくか、企業とかもちろん市役所の職員も含めてそういった形でも両輪でやっていかなければならないというふうに思つてます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 1つ言つときますけど、教育委員会が決めたその越境入学の許可、これをいじらない限りずっと行きますよ、そりゃ。磐梨中学校の魅力ある部活動がある以上は。だって、赤坂や吉井はそれぞれ野球部もサッカー部もその団体競技全部ないんですから。そりゃできることを目指しますよ。それが教育委員会でそういうふうにも決めていらっしゃるんだから、それはみんな行きますよ。幾ら教育長がそういうことはなくなりますなんて、そんな根拠のない説明しないでください。

だから、そもそもそこをいじるべきだと私は思つてますけど、まあそれは今回の議論とは外れますが、とにかく同じ市内の子供たちが、たまたま赤中に行つてる、吉井中に行つている子供たちと、部活が盛んな大きな学校の子供たちと、変わらない条件を努力しようというふうにも教育委員会の皆さんが思つていただいてるかどうかを聞きたかつたわけです。

それが、要するに福祉だの何とかだのじゃないんです。子供たちが満たされる学校生活を送れるために教育委員会は何をしなきゃいけないと思つてるのかをお聞きしたい。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

土井原教育長。

○教育長（土井原康文君） 先ほど来、子供たちということを言われてます。もちろん、子供を主眼に考えておりますし、そういうついで、この部活につきましては国の制度もこれからもっともっとフェーズ3というような形で向かつていくのであれば、その支援を受けたり、赤磐市の実態に応じて、もちろんそれぞれの中学校区全体を含めた中で考えていくようにしております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

ここでお諮りしたいと思つてますが、12時を回つておりますが、この後を続けてさせていただきたいと思つています。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、続けていかせていただきます。

事業の進捗状況については終わりました。

その他の部分で執行部から何かございますか。

○保健福祉部長兼介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名部長。

○保健福祉部長兼介護保険課長（谷名菜穂子君） その他については、保健福祉部から3課について御報告がありますので、順次課長のほうから報告させていただきたいと思います。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 保健福祉部資料の表紙を御覧ください。

①としまして社会福祉課から、令和4年度赤磐市戦没者追悼式の開催について。資料はございません。今年度も規模を縮小して実施をいたします。7月5日10時から、桜が丘いきいき交流センターにて開催予定としております。

なお、今回も来賓の列席は御遠慮いただくこととしておりますので、御了承ください。

②としまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について。こちらも資料はございません。

令和3年度事業分につきましては12月補正を計上しまして継続実施しているところでございますが、令和4年度事業としまして国が追加実施を決めたことから、補正予算の計上について現在調整中ですので、よろしくお願いたします。令和4年度の住民税非課税世帯等ということで約1,000世帯を見込んでおります。ただし、一度給付を受けた世帯は除きます。あと、予算規模としましては約1億円で、全額国費で賄われるということになっております。

社会福祉課からは以上です。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 続きまして、健康増進課から佐伯北診療所の運営について御報告いたします。資料はございません。

前所長の牧野先生ですが、今年度は医師会病院所属となり、佐伯北診療所には派遣により日曜日と月曜日にお世話になっています。しかし、御都合により7月から月曜日をやめたいとの申出がありました。第1、第3月曜日は外部から専門医に来ていただき循環器内科も開設しておりますが、それは継続いたします。

したがって、7月から月曜日は第1、第3の循環器内科のみの診療となります。月曜日の患者さんには、他の日に受診をしていただくよう御案内をしております。また、赤磐医師会病院には代替りの医師派遣を打診しているところです。

当面はこのような運営となりますので、御報告させていただきます。

以上、終わります。

○保健福祉部長兼介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○保健福祉部長兼介護保険課長（谷名菜穂子君） それでは、資料の2ページのほうを開いていただきたいと思います。

介護保険課からは、社協に委託いたしました地域包括支援センターの今年度の活動計画について御報告します。

昨年度のコロナの影響で介護予防事業などを中止する場面が多かったのですが、今年度は年間計画のとおり以前の活動を復活し、実施するように計画を立てております。

今議会にも一般質問がございましたが、長引く閉じ籠もり生活で足腰が弱ったといったような声も聞こえてまいります。

2番に、2、介護予防事業というところにあります。せっかく根づいてきておりましたいきいき百歳体操の復活に力を入れるという目標も協議をしております。

また、今年度は生活支援コーディネーターと包括支援センター、市の支援班としっかりと連携し、住民参加型の集いの場がますます盛り上がるよう、しっかりとボランティアの育成も進めていこうという目標もできております。

また、社協へ委託しまして、1年たったところでございます。社協で新たに採用した新人の職員もおり、去年十分な知識など身につけていないようなこともありますので、一番下の予防プランの作成等、毎月基礎からの研修をもう一度企画して、手順など間違えないように再確認できるように研修企画をしています。また、困難事例も時々出ておりますので、そういう事例の検討も含めてしっかりと勉強を続けていただきたいということで計画しておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（光成良充君） 執行部からその他の部分について説明がございました。

委員の皆さんから何か御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ございませんね。

それでは、議第36号の太陽光のところの説明っていかにお話をいただいております部分で、執行部のほうから資料を提供していただきました。これについて委員のほうから、その他についてで質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） シンプルな資料をいただきまして、読みやすくいいですが。

三つ目の再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄という項が、これ新たに加わったってことですかね。外部積立て義務を課しますというのは、今までなかった項目が入ったと理解したらよろしいのでしょうか。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） そのとおりでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） では、その部分について各個人でまた条文等を読んでいただいて勉強していただいて、分からないことがあればまた環境課のほうにでも聞いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

他に委員のほうから質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 前回の委員会の中で、福木副委員長のほうから新設の学童クラブの様子についてお問合せがあったので、その後のことを御報告をお願いします。

○子育て支援課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 前回、桜が丘の東に4月から新設されておりますマナビーズ2、3になりますが、そちらのところに検定の看板が出ているという情報をいただきました。実際に私もそれは見にも行きました。

福木委員の一番最初の質問で、今何名ぐらいいらっしゃるのかというようなこともありました。今現在10名、10名で運営はされておまして、看板自体はその運営主体のところが出されていたという看板になっておりますが、現在はもう出ていないんですが、その看板による放課後児童健全育成事業への影響というのはなかったものというふうに確認はしております。

今後、今県ともその在り方について確認をさせていただいております。それぞれの児童クラブが本当にいろいろ知恵を出されて学習支援をされたりももちろんされていますし、児童クラブの在り方、今後いろいろ課題もあるとも考えておりますので、私も今年からですので、いろいろ今までの経緯、経過なども確認しながら、適宜、折に触れ現地に伺ったり、マナビーズさんももちろん含めて、今後どのようにしていただくというようなことで、指導的なことをしなければならなければもちろん県と相談してさせていただきますし、現状としてはそのようなところで、恐れ入りますがよろしいでしょうか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） びっくりしたんですけど、2つあるんですよね、棟が。

○子育て支援課長（和田美紀子君） はい。

○委員（原田素代君） 1つが定数40人、40人ですよ。それが、わざわざ2か所で10人、10人で運営されているんですか。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） わざわざ。そうですね、わざわざっていうのは、40人の1か所で20人でよかったんじゃないかということ言われてるってことですかね。

そうですね。改めて言われるとそうなります。指導員さんが、要するに2名、2名いらっしやって、それぞれのところに。要件です。現在は10名、10名ですが、今後、私たちもニーズとしては、夏休みだったり、できたばかりですので、そこに変わりたいっていう方もいらっしやるかと思っておりますので、増えていくことを想定されての配置をされているかと思っておりますので、そうですね、わざわざというふうに確認したわけではないのですが、現状、そのようにお受けしております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 学童クラブの決まり事として、20人が1つのリミットですよ。19人以下か20人以上で補助金が100万円か200万円ぐらい変わるんですよ。この場合、10人、10人で申請されてるんですか。それとも20人枠で申請されてるんですか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） そうです。19人までと20人からと補助金の上限が確かに違います。担当者に私が現在確認したところ、10人、10人の枠で申請という、現状ですけど。それはもちろん人数が変われば変わっていきますので、4月の状況で申請はされていますけど。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） せっかく県のほうにいろいろ指導をお受けになってらっしゃることなので、普通定数40人のクラブが2つあったら、20人で1つのクラブで運営すると思うんです。経費がどうなんでしょう。どのぐらい違うんでしょうか。2つのクラブで10人でやるのと、1つのクラブで20人でやるのと。ちょっとやり方に違和感がありますね。増える増えないは別として、その決まり事としての運営が、定数40人でありながら2つのクラブを運営することが適切なのかどうかということも含めて、またいろいろ御指導のほうと御報告のほうをお願いします。

以上で結構です。

- 委員長（光成良充君） ということなんで、よろしく願いいたします。
他に皆さんございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（光成良充君） ないようでしたら、これでその他を終わりたいと思います。
では、次に皆様のお手元に配付させていただいております厚生文教常任委員会の視察の件です。来月7月12日に予定をしております。

- 委員長（光成良充君） 配ってない…。ごめんなさい、配られてるものと思ってました。
7月12日の視察の件です。

日程及び行程について、12日9時に市役所を出ますので、9時までに中央公民館のほうに集まっていただいて、軽部小学校と万富にございますおひさまPLUSという施設を視察をいたします。内容につきまして、日程につきましてはまた後日、皆様のほうには連絡を入れさせていただきます。あくまでこれ今予定でございますので、そのつもりでおってください。

- 委員（原田素代君） そのときはあれをしないんですね。

- 委員長（光成良充君） 委員会はしません。

- 委員（原田素代君） しない。分かりました。

- 委員長（光成良充君） 帰ってくるのが12時過ぎぐらいになりますので、お昼も用意はしませんので、御理解ください。

では、ほかに皆さんのほうからもないので、以上をもちまして厚生文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、土井原教育長より御挨拶をお願いいたします。

- 教育長（土井原康文君） 委員長。

- 委員長（光成良充君） 土井原教育長。

- 教育長（土井原康文君） 本日の厚生文教常任委員会では大変御熱心に御審査また御決定いただきまして、誠にありがとうございました。

いただいた御意見等、今後の市政運営、予算執行に向けて頑張っていきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願い致します。本日はありがとうございました。

- 委員長（光成良充君） ありがとうございました。

皆様方には、本日長時間にわたりまして大変お疲れさまでございました。

これで本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時23分 閉会